

区分5 「福祉ボランティア活動支援」

1. 助成対象

次の(A)又は(B)のいずれかに該当する福祉ボランティア活動に係る事業

- (A) ボランティア活動を立ち上げる際の基盤整備等事業（以下「立上げ基盤整備等事業」という）
ただし、活動の「開始年度とその翌年度まで」に行われるものに限る
- (B) 研修事業、活動PRの大会・イベント開催
- ① ボランティア活動の啓発・参加者養成のための研修の開催、派遣研修の実施
（海外研修は4人以上のグループで行うものを対象とする）
ただし、県内の研修や親睦旅行に付随する研修は対象外
 - ② ボランティア活動のPRを目的とする大会・イベントの開催
※ 同一事業についての助成金申請は5年に1回

2. 対象経費

- (A) 立上げ基盤整備等事業

備品購入費、消耗品費、印刷費、旅費、通信運搬費、借損料

- ※ 備品のうち、法令又は制度上整備が義務付けられているものは対象外
- ※ 経常的な運営費・活動費は対象外

- (B) 研修、大会・イベント開催

諸謝金、旅費、借損料、印刷費

- ※ 諸謝金、旅費（外部の講師・助言者等に支払うものに限る。打合せ等に係るものを除く、内部の職員に支払うものは対象外）
- ※ 海外研修の旅費は、国内移動及び海外渡航に要する交通費用のみ対象
ただし、宿泊費は対象外
- ※ 研修とは、ボランティア活動の啓発・参加者養成のための研修開催又は派遣研修をいう。
大会・イベント開催とは、ボランティア活動のPR等を目的とする大会、イベントの開催をいう。

〈例示〉

- 活動を啓発するためのチラシやパンフレットの作成
- 広報用のホームページを作成するためのパソコンの購入
- 地域住民の方々を対象としたボランティアセミナーの開催 など



3. 助成額

助成対象経費の10分の10以内

《考え方例》 地域住民を対象としたボランティアセミナーの開催費用 総額20万円

| | |
|---|----------------------------------|
| 15万円 本基金で助成可能額 講師謝金・旅費、会場料、チラシ資料印刷費 (助成対象経費) | 5万円 自己負担等 アルバイト代 (助成対象外経費) |
|---|----------------------------------|

総額20万円－助成対象外経費5万円＝15万円 (助成可能額)

4. 助成額の条件

(1) 助成上限額は100万円

※ 申込者が過去2年間に区分5の助成金を受けている場合は、助成上限額は過去2年間の当該助成総額と100万円との差額

※ 県外研修の旅費は、交通費と宿泊費で1人あたり上限額2万円とする

(2) 備品購入費については、一事業において60万円が助成上限額

ただし、次の3品目は、1台当たりの助成上限額の設定があります。

| 品目 | 1台あたりの上限額 | 備考 |
|-------|--------------|----------------------|
| エアコン | 10畳用程度まで10万円 | 取り付け工事料 諸費用・消費税含む |
| | 23畳用程度まで30万円 | |
| パソコン | 10万円 | 諸費用・消費税含む |
| プリンター | 5万円 | |

5. 申込必要書類（「助成金交付申込書」に添付する書類）

見積書、事業の実施要綱、運営法人・施設の前年度の決算書、定款や会則等及び会員名簿、活動詳細がわかる資料

備品整備の場合には、見積書(2者以上)、カタログ、据え付ける位置がわかる図面と写真

